

ご家族等が亡くなり、自宅などで自筆証書遺言が見つかった場合は、必ず家庭裁判所で「検認」を受けなければなりません。また、検認の申立から終了まで約1ヵ月かかります。ただし、保管制度を利用した自筆証書遺言では「検認」は不要です。

**検認手続き**とは、遺言書の「偽造・変造」を防止するために必要な手続きのことで、家庭裁判所で相続人等の立会いのうえ、遺言書を開封し、筆跡等の確認をします。なお、遺言を執行するためには、検認済証明書が必要となります。

### 検認手続きについて

申立人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言書の保管者</li> <li>・遺言書を発見した相続人</li> </ul>
申立先	遺言者の最後の住所地の家庭裁判所
費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言書1通につき収入印紙800円</li> <li>・連絡用の郵便切手</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事審判申立書</li> <li>・添付書類</li> <li>1. 遺言者の出生時から死亡時までの全ての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本</li> <li>2. 相続人全員の戸籍謄本</li> <li>3. 遺言者の子(及びその代襲者)で死亡している方がいる場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までの全ての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本等</li> </ul>

※検認済証明書の申請手続きには、遺言書1通につき150円の収入印紙と申立人の印鑑が必要です。

### < 留意点 >

- ・遺言書を、「偽造・変造・破棄・隠匿」した場合には、相続欠格事由にあたり、相続権がなくなる場合があります。
- ・検認を受けずに開封してしまった場合、遺言が無効となるわけではありませんが、開封した人は「5万円以下の過料」に処せられることがあります。(民法第1005条)
- ・検認手続きは、あくまでも「偽造・変造」を防止するための手続きで、遺言の効力を認めるわけではありません。
- ・保管制度とは、法務局で自筆証書遺言を保管する制度です。全国の法務局のうち、法務大臣の指定する法務局が遺言書保管所として遺言書の保管に関する事務を行います。(2020年7月10日施行)

## 相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

